

岩美町魅力発信クーポン発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの長期的な影響及び原材料の高騰等により影響を受ける町内企業等の経営の安定を図るため、消費喚起を促進させることを目的とし、岩美町が期間を限定して使用できるクーポン券（以下「クーポン」という。）を発行すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン券 前条の目的を達成するために、岩美町が発行したクーポン券とし、名称を「岩美町魅力発信クーポン」と称することとする。
- (2) 特定取引 クーポンが対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱事業者 特定取引の完了により受け取ったクーポンの換金を申し出ることができる事業者として「いわみ生活応援クーポン」実施要綱（令和4年5月27日制定）の規定に基づき登録された者をいう。

(クーポンの発行等)

第3条 岩美町は、この要綱に定めるところにより、クーポンを発行する。

- 2 前項の規定により発行するクーポンの1枚あたりの券面金額は500円とし、クーポン2枚を1組とし、第5条の規定に基づき配布するものとする。
- 3 配布するクーポンは1人あたり1組とし、1人につき1回に限り配布するものとする。

(クーポンの使用範囲)

第4条 クーポンは、取扱事業者との特定取引においてのみ使用することができるものとする。

- 2 クーポンは、別表に掲げる商品（品目）の販売及び役務の提供等の取引には使用できない。
- 3 クーポンの利用期間は、令和4年8月1日から令和5年1月31日までとする。
- 4 特定取引に使用するクーポンの券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合は、当該上回る額に相当する金額の支払いは行われぬものとする。
- 5 クーポンは、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(クーポンの配布対象者)

第5条 発行するクーポンの配布対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県（岩美町を除く）又は兵庫県香美町並びに新温泉町にある小中学校であり、当該小中学校が主催しかつ実施する学校行事において、本町で学校行事の一部又は全部が実施されること。
- (2) 前号に掲げる小中学校の児童、生徒及び関係者であること。

- 2 前項の規定に関わらず町長が必要と認める者については、配布対象者と認めることができる。

(クーポンの申請)

第6条 クーポンの配布を希望する者は、令和4年12月28日まで申請することができる。ただし、学校行事が実施される5日前までに岩美町魅力発信クーポン配布申請書（様式第1号）により町長に提出しなければならない。

(クーポンの配布)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、審査のうえ適正であると認めた場合には、岩美町魅力発信クーポン配布決定通知書(様式第2号)により通知し、配布するものとする。

(クーポンの返還等)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段によりクーポンを受けた者があると認めるときは、その者からクーポンを返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

クーポンで取り扱いできない商品（品目）等	事 例 等
1 直接消費喚起に該当しないもの	出資や債券の支払い、有価証券の購入仕入れ等の事業資金、医療費等
2 換金性があり、また、広域的に流通しうるもの	ビール券、図書券、切手、小為替旅行券、プリペイドカード等
3 風俗営業関連	法令等により規制された風俗営業等
4 賭博性の高いもの	宝くじ、馬券、舟券等
5 国、地方公共団体への支払い、法律等により規制されるもの。	税金、公営住宅家賃、上水道・下水道料金、保育料、その他手数料、使用料等

年 月 日

岩美町長 様

所在地 _____
 学校名 _____
 代表者名 _____

岩美町魅力発信クーポン配布申請書

岩美町魅力発信クーポン発行事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、申請にあたり、次の全ての事項について宣誓します。

- (1) 本クーポン配布申請にあたり、標記要綱に定める配布対象者に全ての者が該当します。
- (2) 本申請の内容に虚偽が判明した場合は、クーポンの返還等に応じます。

1 学校名等について

所在地	
学校名	
代表者氏名	

2 配布対象者について

①から⑩欄に配布対象者全ての氏名及び属性（児童（生徒）、関係者等）を記入してください。（関係者については、その関係性わかるように記入してください。）
 なお、記入欄が不足する場合は、別途任意様式に記入して提出してください。

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

3 学校行事实施期間について

実施期間	
訪問予定場所	（岩美町内に限る）

4 配布枚数について _____ 枚

【配布対象者内訳】

①児童（生徒） _____ 人
 ②関係者 _____ 人
 合計（①+②） _____ 人

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩美町長
(公印省略)

岩美町魅力発信クーポン配布決定通知書（通知）

年 月 日付けで申請のありました岩美町魅力発信クーポンにつきましては、岩美町魅力発信クーポン実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配布決定枚数